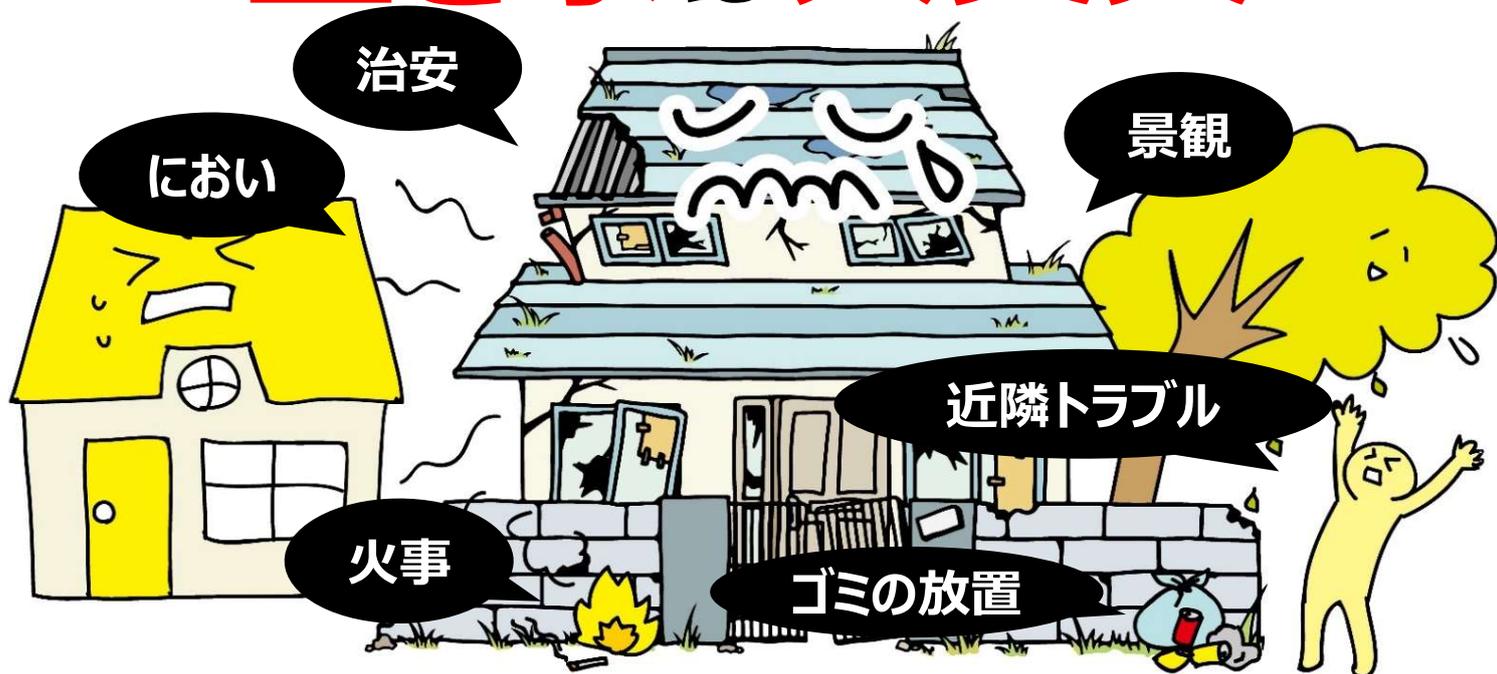


# あなたの

# 空き家は大丈夫？



## 空き家の適正管理は所有者または管理者の義務！

空き家は個人の財産であるため、所有者または管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めなければなりません。

空き家の倒壊や屋根・外壁の落下等により、道路の通行者や隣の家などに危害を加えた場合、空き家の所有者等は賠償責任を問われます。

破損している箇所は補修し、老朽化した空き家は解体するなど、事故が起こる前に早めの対応が必要です。

## 王寺町の空き家に関する各種制度のご案内

### 空き家バンク

空き家の所有者等に「空き家バンク」への登録を推奨しています。王寺町内に空き家を所有されていて、「売りたい」「貸したい」という方は、ぜひ、まちづくり推進課までご連絡ください。

#### 空き家の所有者等



物件の登録申込



物件の登録

#### 空き家バンク (王寺町)



物件情報の提供



物件情報の閲覧  
問い合わせ

#### 移住・定住希望者



### 老朽空き家等除却補助金

老朽化した空き家の除却工事費用の一部を補助しています。

詳細は裏面をご覧ください！

# 老朽化した空き家を除却しませんか？



## 老朽空き家等除却補助金

耐震性が不足している町内の老朽空き家の除却を推進し、住民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、老朽空き家の除却工事を行う所有者等に対し、除却工事費用の一部を補助します。

### 補助対象者

空き家の所有者または所有者の同意を得た者で、以下のすべてを満たす者

- ①町税等の滞納がないこと
- ②老朽空き家の相続登記が完了していない場合、相続権利者を代表する者であることを確約できること
- ③老朽空き家の所有者とその敷地の所有者が異なる場合、その敷地の所有者その他利害関係者との協議が整っていること
- ④王寺町既存木造住宅耐震改修事業費補助金を受けていないこと
- ⑤公共用地の取得に伴う損失補償を受けていないこと
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

王寺町が  
補助します！

最大 **30** 万円

※費用の2分の1以内

### 補助対象物件

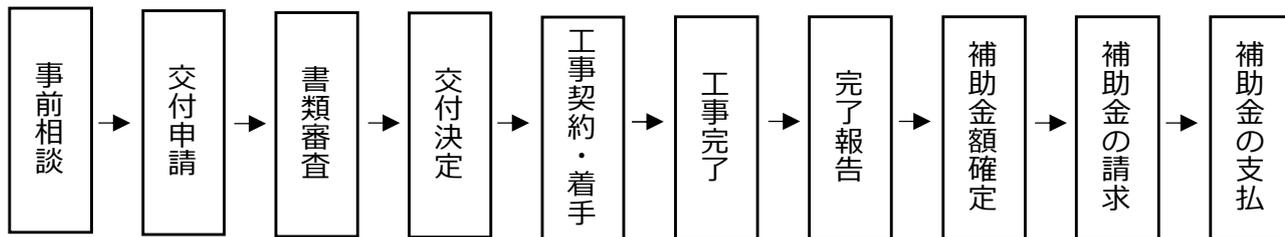
- ①昭和56年5月31日以前に着工された町内の木造住宅であること
  - ②耐震診断結果の数値が1.0未満であること
  - ③町内に所在するものであること
- ※上記の規定にかかわらず、耐震診断の実施を省略することができると町長が認めた場合、②は必要ありません。

### 補助金額

除却工事に要する費用の2分の1以内で**上限30万円**



### 申請等手続きの流れ



## 教えて！補助のいろんな疑問

**Q 「老朽空き家等」とは、どのような家屋ですか？**

**A** 「空き家であって、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅」をいいます。

**Q 既に解体が終わっている、または、解体中の工事は補助の対象となりますか？**

**A** 対象となりません。工事に着手する前に、補助金の交付申請書を提出し、町の交付決定を受ける必要があります。

**Q 空き家の一部だけを除却する工事でも、補助の対象となりますか？**

**A** 原則として、全ての家屋等を除却して更地にする工事を対象としています。部分的に除却する工事は対象となりません。

**Q 町内に老朽空き家を所有していますが、町外に居住しています。補助金を申請できますか？**

**A** 申請できます。なお、遠方に居住しているため、ご自身で申請等を行うことが困難な場合などには、申請等の手続きについて代行者をたてることができます。（任意様式の委任状が必要）

**Q 補助金の申請書類は、どこで入手することができますか？**

**A** 町のホームページからダウンロードできます。また、まちづくり推進課でもお渡ししています。

お問合せ先

王寺町地域整備部  
まちづくり推進課

TEL:0745-73-2001 FAX:0745-32-6447  
Mail:sumai@town.oji.nara.jp